

# 平成24年度 第1回 岐阜県発達障がい児者支援連携会議

平成24年5月11日(金)

13:30~

議会棟第2面会室

## 議事次第

- 1 再整備後の希望が丘学園及び発達障がい支援センターの機能について
- 2 発達障がい児者支援人材の育成対策について
- 3 地域における相談・診療・支援体制について

### 配付資料

- 資料1 再整備後の希望が丘学園における発達障がい児支援
- 資料2 発達障がい関連研修事業の概要
- 資料3 地域における相談・診療・支援体制の概要
- 資料4 子どもの心の相談医療機関ネットワーク事業の概要

# 岐阜県発達障がい児者支援連携会議設置要綱

## (目的)

第1 「岐阜県総合療育拠点整備検討委員会報告書 総合的な障がい児療育体制の整備について(平成23年11月)」の提言に基づき、発達障がい児者の支援に係る県内療育関係機関の連携体制の構築や、療育人材の育成確保対策等について、障がい児療育に携わる医療・福祉関係者の専門的意見を反映させるため、岐阜県発達障がい児者支援連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2 連携会議は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 県内療育関係機関の連携体制に関する事項
- 2 希望が丘学園の再整備に伴う療育プログラムの充実、人員体制その他療育拠点施設としての機能に関する事項
- 3 療育人材の育成・確保対策に関する事項
- 4 その他発達障がい児者の支援のために必要な事項

## (構成員)

第3 連携会議は、別表に掲げる機関・団体において障がい児者の療育に携わる者により構成する。

## (事務局)

第4 連携会議の事務局は、岐阜県健康福祉部医療整備課地域医療推進室において処理する。

## (その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は関係機関の協議により定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年1月17日から施行する。

## 別 表

岐阜県医師会
岐阜県精神保健福祉センター
岐阜県発達支援センターのぞみ
岐阜県立希望が丘学園(小児科、児童精神科)
岐阜市発達相談センター
国立大学法人岐阜大学医学部(小児病態学、精神病理学)
社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県立ひまわりの丘第一学園
社会福祉法人同朋会 伊自良苑(民間社会福祉施設)
日本赤十字社岐阜赤十字病院(発達障がい専門外来実施医療機関)
岐阜県健康福祉部(医療整備課、保健医療課、障害福祉課)

五十音順

## 資料1 再整備後の希望が丘学園における発達障がい児支援

新施設の診療機能、外来診療以外の日中・夜間支援機能、相談・地域支援機能

### 1 診療機能

現状と課題	小児科、児童精神科(第1週～第3週の木曜午後のみ)による診察 ・初診待機者 55人(H24.1月初)、毎月平均初診対応 14.8件
再整備のポイント	診察枠の拡大により初診待機者を解消、早期の診察～早期の療育へとつなげる安全面から、診察室や待合での肢体不自由児との混在を解消する
新施設の機能	児童精神科医の常勤化(現在は整形外科3、小児科2) 小児科との共同による発達障がい児専用の診察室(2室)、肢体不自由児とは別の待合室の新設や動線の分離 医療、看護、訓練、保育、相談など、他職種にわたるスタッフが支援メニューを協議するためのカンファレンスルームの設定

### 2 外来診療以外の日中・夜間支援機能

現状と課題	外来での診察や訓練といった限定された時間内での支援 肢体不自由児と混在した状態で発達障がい児の訓練を実施
再整備のポイント	日中～24時間を通じて児の状態像を把握し、効果的な支援につなげる 短期入所や入院の機会を通じ、発達障がい児本人の他、家族(家庭)への支援を充実
新施設の機能	<p>日中の支援：発達障がい児専用又は主たる対象とする訓練室の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神科デイケア基準(診療報酬上の基準)に対応した、発達障がい児専用訓練室の新設：1室</li> <li>精神科デイケア(小規模)基準： <ul style="list-style-type: none"> <li>1人当たり3.3㎡以上、1室最低40㎡以上</li> <li>児童福祉法に基づく福祉型児童発達支援センターの訓練室としての施設基準(1人当たり訓練室2.47㎡以上)にも対応</li> </ul> </li> <li>屋内遊具等を備えた感覚統合療法室の新設：1室</li> </ul> <p>24時間を通じた支援：短期入所又は入院用病室の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障がい児用個室病室(親子利用にも対応)の設定：開始時点2室程度</li> <li>肢体不自由児とは別のデイルームや小浴室の新設</li> <li>短期入所や入院と相談、面談、小集団活動参加等がパッケージとなった療育</li> </ul>

	<p>プログラムの開発と提供（他県施設で実施されている事例を今後調査）</p> <p>開始時点における病室数は、上記による短期入所や入院と一体となった療育プログラムを提供することを念頭に、学園の小児科及び児童精神科医師が1対1で対応可能な範囲内で設定。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 相談機能

現状と課題	<p>発達障がい支援センターのぞみ（発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センター）において、年間2,000件以上の相談に対応</p> <p>・相談実績：H21年度2,323人 H22年度2,267人</p> <p>その他、小集団活動、家族の勉強会、各種研修会の開催、地域の保育園や学校等への訪問指導などを実施</p> <p>設置当初（平成18年1月）からの支援対象者の成長、その他成人期の相談需要に対し、設備と体制の双方において十分な対応が困難</p> <p>児童福祉法の改正により、平成24年度からは児童発達支援センター（現在の学園の通園部門から移行）においても、原則全ての障がい児を対象とした相談や地域の保育所等への支援機能を担うこととなる</p>
再整備のポイント	<p>発達障害者支援センターにおける学齢期以降を含めた相談体制の充実</p> <p>改正児童福祉法に基づく児童発達支援センターとしての機能（相談、地域の保育所等への専門家の派遣）を担うための体制整備</p>
新施設の機能	<p>発達障害者支援センターとしての相談窓口を設置するほか、肢体不自由利用部分とのスペースや動線の分離により、個室の相談室の設定成人の相談利用にも対応</p> <p>あわせて、児童発達支援センターとしての相談窓口や、地域支援機能を提供するための執務スペースを確保</p> <p>新施設内における発達障害者支援センターと児童発達支援センターとの機能の整理については、本連携会議の場において引き続き検討。</p> <p>（検討の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学齢期までを対象とした発達支援のための相談指導等に関する業務は、児童発達支援センターとしての通園・相談部門に集約</li> <li>・発達障害者支援センターは、成人を含めた就労支援や生活支援に係る相談や情報提供機能を中心的に担う（スタッフの構成や、他の県設置相談機関との連携を含めて機能を見直す）</li> </ul>

参考1 総合療育拠点整備検討委員会報告書（H23.11）抜粋

参考2 岐阜県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校再整備基本計画（H23.21）抜粋

参考3 医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設系）の診療科の全国比較

参考1 総合療育拠点整備検討委員会報告書（H23.11） 抜粋

3 - 1 総合的で包括的な療育

保健、医療、福祉、教育、就労支援にわたる総合的な支援を包括的に提供

3 保健・医療・福祉・教育にわたる分野横断的な支援

希望が丘学園の通園部門が改正児童福祉法に基づく児童発達支援センター（通園サービスに加え、相談や他の療育機関への支援などの機能を担う）としての役割を果たすよう、再整備に先立ち平成24年度以降順次組織体制を見直し。

現在開設中の歯科のほか、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科など、希望が丘学園での訓練との相乗効果が期待される診療科や、市中の医療機関の利用が困難な障がい児のための診察スペースを確保（医師の配置や診療科としての標榜は、新施設の人員体制とあわせて引き続き県において検討）。

3 - 2 障がいの早期発見、早期療育

障がいの早期発見と早期療育を、障がい児を育てる家庭への早期支援や、地域の体制づくりを含めて推進

5 発達障がい児の相談・支援、診察・リハビリ体制の充実

希望が丘学園における発達障がい児の診療体制を強化し、外来初診待機期間（2月～3月）を短縮。また、発達障がい児専用の訓練室や、日中や夜間の滞在のための設備を整備し、医師その他のスタッフの確保及び支援のノウハウの蓄積を図りながら、福祉サービス・医療サービスを段階的に拡充。

3 - 4 関係機関の連携、地域との連携

各機関が特性を活かしながら機能を分担し、専門性やサービスの質の向上に努めながら、拠点施設間及び拠点施設と地域の療育機関との連携を推進することで、県下全体で総合的・包括的な支援体制を構築

3 発達障がい児の支援に携わる関係機関の連携の強化

現在実施中の、発達障がい専門外来診療促進事業（発達障がいを診断できる医師が所属する医療機関の協力を得て、各圏域に1箇所ずつ専門外来を開設）の機能を拡充させ、地域における外来診療や入院機能を確保する仕組みを検討。

福祉型入所施設についても障がいごとに分かれていた区分が一元化されることを踏まえ、既に多くの自閉症児が入所している県内の知的障害児施設（ひまわりの丘第一学園等）における療育体制を強化（希望が丘学園その他の医療機関との連携や技術的支援、共同での療育メニューの実施等）を検討。

重症心身障がい児と同様に、発達障がい児の支援を担う関係機関の役割分担と連携の詳細について、希望が丘学園を中心とした主要医療機関、福祉施設、相談機関（成人期の支援機関を含む）の実務者による協議の場を設置。

#### 4 地域の療育機関への支援

希望が丘学園において「地域療育システム支援事業」として実施している学園から県内各地域の療育機関へのスタッフ派遣や研修事業を、再整備後においても継続。

希望が丘学園が、地域の療育関係機関への技術的支援を行うセンターとしての役割をこれまで以上に果たすため、県内各地域へのスタッフ派遣に加え、学園内に県内療育関係者との連絡会議や研修会の開催が可能な多目的ホールを整備。

これらの取り組みを通じ、改正児童福祉法に基づく児童発達支援センター（通所利用による障がい児への支援とともに相談・保育所訪問等の地域支援を実施）を中心とした支援体制を、県下各圏域ごとに構築。

児童発達支援センターは主に障害児通園施設からの移行が想定されているが、そうした施設は岐阜圏域に集中している。そのため、各地域の児童デイサービスの中から核となる施設に対して技術的支援を行い、児童発達支援センターへの移行を促進。

### 3 - 5 相談・サービス利用のシステム化

三次療育拠点施設その他の関係機関の協力の下、適切なサービスの選択・利用のための相談窓口の設置や、利用手続の円滑化を推進

#### 2 その他各種サービスの利用にあたっての保護者等への情報提供

県が設置する各種相談機能（希望が丘学園及び発達支援センターのぞみ、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、子ども相談センター）の一元的運用に向けたシステムづくりを推進。

## 希望が丘学園の再整備計画

### 2 再整備の考え方

#### (1) 基本コンセプト

障がい児のからだと心の発達支援（治療・訓練・相談支援）の拠点として、以下の方針により機能を拡充する。

からだと心の発達を包括的に支援するための、医療機能、訓練機能、生活環境、学習環境、相談体制などを備えた施設  
入所による療育の他、外来・通園での診療や訓練、在宅での療育への支援や短期入所、相談や集団活動への参加といった多様な利用形態に対応した施設  
障がい児の療育とともに、家庭への支援、家庭を支える地域づくり、地域の療育機関の専門性向上を支援するための、交流と人材育成の場としての施設

#### (2) 新たに強化する機能

上記(1)を踏まえ、新施設においては、特に以下の機能を強化する。

整形外科・小児科の診療体制充実、診療レベルの向上・入所児の健康管理・容態悪化時の対応に備えた各種医療機器の更新・充実  
幅広い障がいに対応するための各種診療科用の診察室  
病室の面積拡大、モニター・酸素・吸引設備等の充実、日中の生活環境や学習環境など入所児のQOLの向上  
発達障がい児のための専用診察室、訓練室、遊戯室、個室病室の新設（外来初診待機者の解消を図るとともに、日中・夜間の支援体制を段階的に拡充）  
在宅での療育を支援するための相談支援機能、短期入所機能  
人材育成、県内他施設への技術的支援のための研修室  
ボランティア控室、保護者の交流スペース

### 3 新施設の概要

#### (1) 主たる利用者

- ・手足や体幹の機能に障がいがあり、治療や訓練を要する障がい児（重度の知的障がい  
が重複した重症心身障がい児を含む）
- ・発達障がい児

#### (2) 診療科目

- ・整形外科、小児科、児童精神科（以上、常勤を想定）
- ・その他診療科（現在、非常勤医師による外来診療を実施中の歯科の他、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科等を想定）
- ・小児科及び児童精神科による発達障がい児専門外来診察室を整備

### (3) 訓練部門

#### 現行訓練機能

- ・運動訓練室、作業療法室、言語聴覚室、個別訓練室、スヌーズレンルーム

#### 新設する訓練室

- ・日常生活空間を模したADL訓練室、屋内遊具を用いた感覚統合療法室、発達障がい児用訓練室（精神科デイケア(小規模)相当）、小プール形態の水治療室、集団訓練室（下記(6)の多目的ホールを兼ねる）

### (4) 療育部門（入所・短期入所・通園）

病室：定員を50名とし、以下の構成により運用

- ・1床あたり9m<sup>2</sup>程度
- ・4床室×8、2床室×10（個室・親子病室兼ねる）、予備病室（適宜）
- ・スタッフステーションを中心として2単位に区分。
- ・短期入所は上記病室の空床の範囲内で対応。

#### 看護体制

- ・新施設移行時点の看護体制は10対1を想定。

#### 通園

- ・新施設移行時点の利用定員を40～50名程度とする。

### (5) 相談・支援部門

発達障害者支援センター（現、発達支援センターのぞみ）

- ・引き続き、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターを設置し、そのための相談支援部門及び相談室を整備する。

その他障がい児の相談支援

- ・改正後の児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターの機能を担うため、上記とは別に、原則全ての障がいを対象とした相談支援部門及び相談室を整備する。

共通

- ・相談指導の充実や利用者のプライバシー確保のため、個室相談室を複数整備する（診療部門を含めたオープンの相談室として運用）。

### (6) 地域支援・人材育成・交流機能

多目的ホール

- ・現行施設の中央ホールの形態を見直し、廊下と明確に区分された多目的ホールを整備する。
- ・100名規模の連絡会議や研修会に利用する他、集団訓練指導、講堂、園内行事の場としても利用するとともに、可動間仕切りを設け、中小会議室としても利用できるよう配慮する。

その他人材育成・交流機能

- ・研修生控室、ボランティア控室、保護者交流スペースを整備する。

医療型児童発達支援センターとしての地域支援



- ・上記(5)とともに、児童福祉法の改正により設けられた医療型児童発達支援センターとしての地域支援(保育所等訪問支援など)の実施にあたり必要となるスタッフの執務スペースを確保する。

#### 4 施設整備計画

##### (1) 施設規模

- ・建設工事費は概算額2.1億円以内(税込)とする。
- ・岐阜県の障がい児療育の拠点としての役割に応じた設備、利用児の療育環境の向上、将来的な機能拡張性とともに、日常の管理コストの効率化、車椅子や座位保持困難な障がい児の水平・垂直方向への移動の負担軽減に配慮したコンパクトな施設とする。
- ・そのため、必要な延床面積を約6,600~6,700㎡程度とする。

建設工事費上限額の範囲内で若干の増減が生じることは差し支えない。

##### 【参考：基本設計・実施設計に向けた作業予定】

平成24年	4月下旬	第3回審査委員会(設計プロポーザル参加事業者へのヒアリング)
	5月下旬	審査結果の通知・公表
		契約締結
	~10月末	基本設計
平成25年	~4月末	実施設計

参考3：医療型障害児入所施設（旧肢体不自由児施設系）の診療科の全国比較

全国57施設の比較（旧肢体不自由児施設系59施設中、2施設は外来診療を実施せず）

診療科	設置数	比率	摘 要
整形外科	57	100.0%	
小児科、小児神経科	55	96.5%	
訓練、リハビリ科	41	71.9%	
歯科	34	59.6%	・整形外科、小児科に次いで全国的に多くの施設で開設
精神科、児童精神科	21	36.8%	・肢体不自由児施設単独(重症心身障害児施設併設でない)に限定すると48.0%
泌尿器科	21	36.8%	・全国12施設が両方を開設
耳鼻科、耳鼻咽喉科	19	33.3%	・全国の半数以上にあたる28施設が、泌尿器科と耳鼻科の何れかを開設
内科、神経内科	17	29.8%	・該当施設17施設中、重症心身障害児施設併設が12施設
眼科	13	22.8%	・全日実施は1施設のみ ・歯科、精神科、泌尿器科、耳鼻科の各科に優先して開設する例はゼロ
皮膚科	6	10.5%	・該当6施設の全てが重症心身障害児施設併設 ・歯科、精神科、泌尿器科、耳鼻科の各科に優先して開設する例はゼロ
その他	3 以下	5.3% 以下	・外科：3 ・麻酔科：3 ・放射線科：2、 ・遺伝診療：2 ・脳外科、脳神経外科：2、 ・装具、車椅子診断：1 ・神経科：1 ・リウマチ科：1 ・発達診断：1 ・婦人科：1

- ・診療科の数は平均5.3科（最大12科、最少1科、最頻は3科及び5科が各12施設）
- ・重心施設併設では診療科が多くなる傾向にある（併設平均5.9科、単独平均4.5科）

出典：平成22年度全国肢体不自由児施設運営協議会実態調査

## 資料2 発達障がい関連研修事業の概要

### 【医療人材の裾野拡大に向けて】

#### 発達障がい専門医研修事業

県立希望が丘学園において発達障がい児を専門的に診療できる医師の研修を実施する。

##### 目的

発達障がい児を専門的に診療できる医師を県内に確保する。

##### 対象者

結婚、出産、子育て等により、離職・休職中の医師で、新たに発達障がい児を対象とする診療科(小児神経科、児童精神科)での就業を希望する者

##### 研修場所

県立希望が丘学園

##### 研修期間

6か月、月に2回、計12回程度

##### 研修内容

研修医の希望を踏まえながら、再就業を希望する医師への教育として、臨床を中心とした研修を実施する。DVD等を使用した講義や、リハビリテーション前診察等の業務などを実施する。

### 【福祉人材の資質向上に向けて】

#### 発達障がい児者支援指導者養成事業

先進施設に計画的に派遣し、実践的な研修を実施する。

##### 目的

発達障がい支援における指導的な人材の養成を図り、発達障がい支援センターのぞみの相談・支援体制の強化及び拠点性を高める。

##### 対象者

発達障がい支援センターのぞみの職員(1年間に1名を派遣)

##### 研修期間

5月中旬から3か月間

##### 今後の想定

発達障がい支援センターのぞみの職員を1年間に1名派遣し、指導的な人材の養成を図り、発達障がい支援センターのぞみの相談・支援体制の強化を図る。

#### 発達障がい児者支援実地研修事業

福祉施設に専門家を派遣し、実地での研修を実施する。

##### 目的

多様な発達障がいに関する理解をより深め、施設入所者、短期入所利用者等に対する確に対応できる人材を育成する。

##### 対象者

福祉施設の発達障がい児者支援に携わる従事者

##### 研修場所

県立ひまわりの丘第一学園  
県立ひまわりの丘第二学園  
山ゆり学園

##### 派遣講師

中部学院大学子ども学部子ども学科教授  
NPO法人とーたす理事長

##### 研修方法

各施設で、5回開催

1回の時間は2時間程度とし、前半の1時間で、施設内で施設職員が講師の前に対象児者への対応の仕方を示し、後半の1時間で、その対応の仕方について、講師から助言を頂く。講師からの助言内容については、施設職員間で共有する。

##### 研修内容

それぞれの福祉施設が必要としている療育・訓練指導に必要とされる知識・技術  
・問題行動を頻発する対象児者への対応の仕方について等

## 既存事業

### < 発達障がい支援センターのぞみ >

#### 研修事業

研修の内容は、発達障害全般、療育・教育方法、自閉症の一般的理解等であり、講義形式(1回完結)が主なスタイル。(平成23年度は7回開催)

#### 対象者

障害児通園施設・児童発達支援事業(センター)職員、保育所・幼稚園職員等

### < 圏域発達障がい支援センター >

#### 岐阜県発達障がい児療育地域支援センター事業

圏域発達障がい支援センターに配置された発達障がい専門支援員が、圏域内の児童発達支援施設等の職員に対し、支援技術向上のための研修を実施する。(平成23年度は16回開催)

#### 対象者

障害児通園施設・児童発達支援事業(センター)職員、保育所・幼稚園職員等

### < 岐阜県障害幼児研究会 >

#### 発達障がい早期発見のための専門職向けセミナー (県から委託)

発達障がい児に対する指導や支援の方法等に関する講習、個別支援計画の作成に関する講習を実施して発達障がい児の療育指導に携わる職員の資質向上を図る。(平成23年度は4回開催)

#### 対象者

障害児通園施設・児童発達支援事業(センター)職員等

### 1 地域における発達障がい児者の支援に関する課題

#### (1) 身近な地域での専門的な相談支援の充実

##### 児童・成人期共通の課題

児者の途切れない支援体制の構築  
知的障がいを伴わない発達障がい児者への支援  
強度の行動障害を伴う発達障がい児者への支援

##### 児童期の支援の課題

「発達障がい支援センターのぞみ」及び「圏域発達障がい支援センター」の専門性の向上

##### 成人期の支援の課題

多様で複雑化する成人期に関する相談に対応できる体制の強化  
(対象者の数と比較した窓口・人員の不足、相談員の専門性等)  
「発達障がい支援センターのぞみ」の成人期対応についての検討、各圏域における相談支援の充実  
近年顕在化してきた中軽度発達障がい児者の就労支援(職場定着を含む)への対応

#### (2) 地域における医療・福祉サービスの提供体制の充実

「発達障がい専門外来診療事業」(H20年度創設、24年度が終期)の継続に向けた検討

〔現状〕月2回以上(1回あたり3時間程度)が要件。各圏域1か所ずつ。

発達障がいの専門医療機関として各地域での外来診療に取組み、希望が丘学園に集中していた発達障がいの診療負担の軽減と、対象児の受診待機期間の短縮、医療サービスの向上に寄与(診療実績は次頁のとおり)

加えて、圏域における研修会・連携会議等への参画、ケース会議への参加・助言等を通じて地域の支援体制作りに貢献。

- 〔課題〕
- ・受診の希望が多く、初診の待機期間が長い。(最長で5～6か月待ちの例が見られる)
  - ・受診後のフォローが十分にできないケースがある。(服薬を伴わない場合など)
  - ・成人期の治療・相談に対応する診療科・機関へ引き継いでいくことが必要。
  - ・強度行動障害を伴うケースへの確に対応していくこと(入院機能との連携、服薬管理等)が必要。

## 2 発達障がい専門外来診療促進事業の実績と課題

設置医療機関及び診療日等 (H24年度)

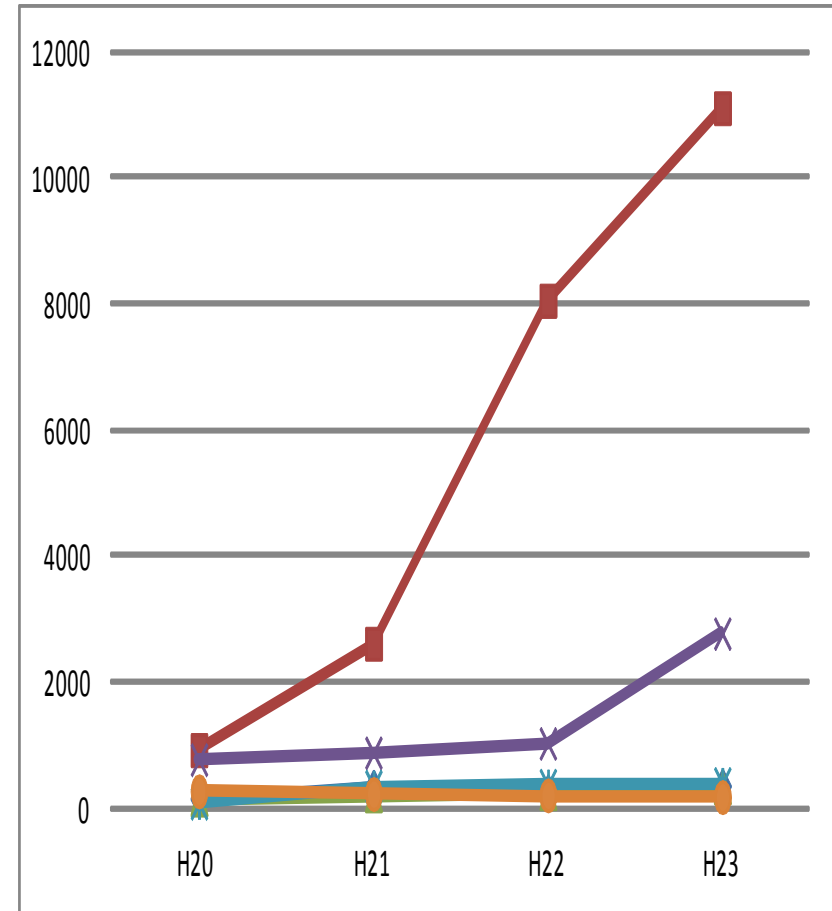
圏域	医療機関名	住所地	診療日
岐阜	岐阜赤十字病院	岐阜市	木(月2回)
西濃	いかわクリニック	大垣市	月・火・水・金・土(毎週)
中濃	木沢記念病院	美濃加茂市	金(毎週)
東濃	大湫病院	瑞浪市	水・木・土(毎週)
飛騨	高山赤十字病院	高山市	金(月2回)

診療件数(人)

圏域	H20	H21	H22	H23
岐阜( )	155	340	274	357
西濃( )	922	2,609	8,046	11,097
中濃( )	144	208	240	334
東濃(x)	771	881	1,029	2,770
飛騨(*)	79	353	370	398
希望が丘学園( )	273	230	208	181



【診療件数の伸び】



事業効果と課題等

圏域発達障がい支援センターと連携して、医療と福祉の両面から支援を行っている。  
 ケース会議を開催することにより地域支援を行っている。  
 診療待機が多い。  
 十分な事後フォローができないことがある。

### 3 各市町村の発達障がい支援体制

(1) 各市町村における支援事業所の状況(例:障がい児の通所支援)

(H24.4障害福祉課調査)

岐阜圏域

	岐阜市	羽島市	各務原市	山泉市	瑞穂市	本巣市	岐南町	笠松町	北方町	計
児童発達支援事業(センター)	2		1							3
児童発達支援事業(センター以外)	6	2	1	1		2				12
医療型児童発達支援事業	2		1							3
放課後等デイサービス事業所		1	6	1		1				9
保育所等訪問支援事業所	3									3

西濃圏域

	大垣市	海津市	養老町	垂井町	関ヶ原町	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	大野町	池田町	計
児童発達支援事業(センター)												
児童発達支援事業(センター以外)	1		1	2		1	1	1		1	1	9
医療型児童発達支援事業												
放課後等デイサービス事業所	1			1		1						3
保育所等訪問支援事業所												

中濃圏域

	関市	美濃市	美濃加茂市	可児市	郡上市	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村	御嵩町	計
児童発達支援事業(センター)	1													1
児童発達支援事業(センター以外)	2	1		1	4					1	1			10
医療型児童発達支援事業														
放課後等デイサービス事業所	1	1								1	1			4
保育所等訪問支援事業所	1													1

東濃圏域

	多治見市	中津川市	瑞浪市	恵那市	土岐市	計
児童発達支援事業(センター)		1				1
児童発達支援事業(センター以外)	3	1	1	2	1	8
医療型児童発達支援事業						
放課後等デイサービス事業所	1			2		3
保育所等訪問支援事業所		1				1

飛騨圏域

	高山市	飛騨市	下呂市	白川村	計
児童発達支援事業(センター)					
児童発達支援事業(センター以外)	3	2	4		9
医療型児童発達支援事業					
放課後等デイサービス事業所	2				2
保育所等訪問支援事業所					

[通所支援の事業所の移行状況]

改正児童福祉法施行(H24.4.1)時点における市町村の移行状況を調査したもの。

- ・圏域ごとの資源の状況にばらつきがあり、西濃・飛騨圏域においては、児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業所に移行する事業所がない
- ・また、同じ圏域の中でも市町村により資源の状況にばらつきがある

ことなどから、県全域を対象にした支援体制の充実や、地域を超えた資源の組み合わせによる支援が必要。

(2) 市町村ごとの支援体制の整備状況(H23年度の市町村の自己評価に基づく)

岐阜圏域

	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	岐南町	笠松町	北方町
1. 専門性の向上(12項目)	11	6	9	7	7	9	6	7	7
2. とぎれのない支援(16項目)	15	8	10	11	6	12	6	10	9
3. 支援システムの構築(3項目)	3	2	3	1	0	2	1	2	2
4. 啓発(1項目)	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計(32項目)	30	16	23	19	13	23	13	19	18

西濃圏域

	大垣市	海津市	養老町	垂井町	関ヶ原町	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	大野町	池田町
1. 専門性の向上(12項目)	10	6	7	8	6	8	8	8	7	7	6
2. とぎれのない支援(16項目)	14	15	10	8	14	13	15	11	12	12	13
3. 支援システムの構築(3項目)	3	1	2	1	3	3	2	2	1	3	1
4. 啓発(1項目)	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0
合計(32項目)	28	23	19	17	24	25	26	22	21	23	20

中濃圏域

	関市	美濃市	美濃加茂市	可児市	郡上市	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村	御嵩町
1. 専門性の向上(12項目)	10	8	6	7	11	3	8	10	10	6	10	5	7
2. とぎれのない支援(16項目)	12	8	10	7	14	12	10	11	9	11	9	6	13
3. 支援システムの構築(3項目)	3	3	1	3	3	2	0	2	1	1	1	0	2
4. 啓発(1項目)	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(32項目)	26	20	17	18	29	17	18	23	20	18	20	11	22

東濃圏域

	多治見市	中津川市	瑞浪市	恵那市	土岐市
1. 専門性の向上(12項目)	9	8	5	6	7
2. とぎれのない支援(16項目)	12	13	11	12	9
3. 支援システムの構築(3項目)	0	2	0	3	1
4. 啓発(1項目)	1	1	0	1	1
合計(32項目)	22	24	16	22	18

飛騨圏域

	高山市	飛騨市	下呂市	白川村
1. 専門性の向上(12項目)	12	9	11	5
2. とぎれのない支援(16項目)	12	16	14	4
3. 支援システムの構築(3項目)	3	2	3	1
4. 啓発(1項目)	1	1	1	0
合計(32項目)	28	28	29	10

[支援体制の評価方法と活用]

各市町村が次の視点からなる32項目を自己評価し、それを基に発達障がい支援センターのぞみや希望が丘学園、圏域発達障がい支援センター等が参加する検討会でさらに評価を行う。

専門性の向上(中核機関の設置、研修) ……12項目

とぎれのない支援に関する項目(関係機関の情報共有、連携) ……10項目

支援システムの構築に関する項目(専門性の確保) ……3項目

啓発に関する項目(講演会の開催) ……1項目

これらを基に、地域療育システム支援事業の進め方や、市町村サポート

コーチによる重点指導の実施に反映。



# 資料4：子どもの心の相談医療機関ネットワーク事業の概要

( 事業期間：平成23～25年度 財源：新・地域医療再生基金)

## 子どもの心の相談医療機関ネットワーク化検討会

### 設置者(設置年月日)

岐阜県保健医療課 (平成24年1月31日)

### メンバー

岐阜大学医学部(小児科、精神科)、岐阜県医師会、岐阜県小児科医会、小児科医代表、精神科医代表、県関係各課

### 役割

県における子どもの心の相談医療機関ネットワーク体制の在り方を検討し、その体制の稼働を踏まえ、関係機関への普及啓発を役割とする。

## 事業内容

### ネットワーク体制の検討

検討期間  
平成23～25年度

目指すネットワーク  
医療機関をはじめ、保健・福祉・教育関係機関の連携の道筋を明確化し円滑な連携体制を構築

### 専門研修派遣事業

事業期間  
平成24～25年度

対象  
県内小児科及び精神科医療機関に属する医師を中心とした専門職種

派遣数  
圏域毎に毎年10人程度

### ネットワーク体制活用促進

事業期間  
平成25年度

促進方法  
ホームページを開設し、子どもの心の診療・支援に関する情報提供を実施

### 子どもの心の範囲

- (1) 不登校、ひきこもり、いじめ、学級崩壊、家庭内暴力、拒食、自傷、自殺、薬物依存、非行
- (2) 発達障害(広汎性発達障害、注意欠陥/多動性障害、学習障害)等による二次的な情緒不安
- (3) 虐待による心の傷

### 対象者の範囲

18歳までの児とその保護者



## ② 専門研修派遣事業

### 「子どもの心」相談医研修会概要

平成24年度受講希望者31名（受講決定者31名）  
内訳：小児科医 24名 精神科医5名 臨床心理士2名

前期：平成24年5月12日（土）、13日（日）  
後期：平成24年7月28日（土）、29日（日）  
会場：都市センターホテル（東京都）

#### カリキュラム

前期 2 日間	第1日目
	1 子どもの権利条約と日本の子ども 磯谷 文明(くればけ法律事務所)
	2 子どもの幸せにつながる吃音臨床 伊藤 伸二(日本吃音臨床研究会/大阪教育大学)
	3 チックの理解と対応 金生 由紀子(東京大学医学系研究科こころの発達医学分野)
	4 性と生の教育 種部 恭子(女性クリニックWe!TOYAMA)
	第2日目
	5 子ども虐待対応・医学診断ガイド 溝口 史剛(済生会前橋病院小児科)
	6 性虐待を受けたと思われる子どもに医師ができること 山田 不二子(山田内科胃腸科クリニック)
7 子どもはなぜ遊ばせなければならないか 佐々木 正美(川崎医療福祉大学)	
8 生き合う力を育む子どもの時間 北島 尚志(NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン)	
後期 2 日間	第1日目
	9 初回面接での子どもの心の理解 青木 紀久代(お茶の水女子大学)
	10 乳幼児健診における育児支援と発達支援 秋山 千枝子(あきやま子どもクリニック)
	11 子どもの心のSOSに寄り添って 太田 久美(チャイルドライン支援センター)
	12 ネット依存・中毒の実態と対応 墨岡 孝(成城墨岡クリニック)
	第2日目
	13 学校医は学校へ行こう ～子どもたちのホームで心の相談を～ 岩田 祥吾(南寿堂医院)
14 心身症としての過敏性腸症候群 作田 亮一(獨協医科大学越谷病院)	
15 自閉症児と大震災(現地報告1)～重度の知的障害をもつ自閉症児の母～ 高橋 みかわ	
16 災害時のこどもサポートと発達支援 佐藤 秀明(NPOここねっと発達支援センター)	
17 家族関係の危機と支援～災害やストレスと家族療法 布柴 靖枝(文教大学人間科学部臨床心理学科)	

### 取得資格

「子どもの心」相談医(登録制)

### 登録

#### 登録方法

- ・前期、後期の研修受講後、日本小児科医会審査会にて審査
- ・以後、5年度とに更新手続きが必要

### 更新方法

#### 更新方法

- ・必須研修会の受講  
→ 養成研修の再受講(前期又は後期1回)
- ・30単位の取得  
→ 指定学会又は講演会の受講
- ・本相談医の趣旨に関する活動証明書
- ・5年間で10症例以上のレポート